

## 品川区障害者グループホーム支援事業実施要綱

平成27年3月31日 区長決定 要綱第412号  
平成29年5月31日 部長決定 要綱第92号  
平成31年2月7日 区長決定 要綱第20号  
令和3年3月24日 区長決定 要綱第93号  
令和3年4月1日 区長決定 要綱第326号  
令和4年3月10日 区長決定 要綱第170号  
令和5年4月1日 区長決定 要綱第129号  
令和6年4月1日 区長決定 要綱第285号

(目的)

**第1条** この要綱は、東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領(平成21年5月21日20福保障居第3985号。以下「都要領」という。)に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所(以下「グループホーム」という。)を利用する障害者の負担軽減を図るとともに、グループホームの開設および運営に係る経費等の一部を区が助成することにより、グループホームの整備促進と安定的な運営を図り、もって障害者の地域社会における自立生活を助長することを目的とする。

(定義)

**第2条** グループホームを次に掲げるものに分類する。

(1) 滞在型グループホーム(以下「滞在型」という。)

法第36条第1項の規定に基づき東京都知事または八王子市長(以下「知事等」という。)による指定を受けたグループホーム(次号の通過型としての指定を受けたものを除く。)

(2) 通過型グループホーム(以下「通過型」という。)

法第36条第1項の規定に基づき知事等による指定を受けたグループホームであって、都要領別表1に定める基準を満たしており、東京都福祉局長が通過型として指定したもの。

(支援事業の内容)

**第3条** この要綱の規定により行う助成内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 運営費の助成

所在地が都内にあるグループホームの運営を支援するための助成をいう。

(2) 夜間支援体制に対する助成

所在地が都内にあるグループホームにおいて、夜間支援を行った場合の助成をいう。

(3) 家賃助成

グループホームの入居者（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者または治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの（以下「難病患者等」という。）に限る。）が支払った家賃の一部に対する助成をいう。

(4) 施設借上費の助成

所在地が都内にあるグループホームの入居者（精神障害者または通過型の入居者に限る。）の居住する居室の家賃等に対する助成をいう。

(5) 開設準備経費の助成

所在地が区内にあるグループホームに供するための共同生活住居を新設または増設（グループホームの定員の増加に伴う新たな共同生活住居の設置をいう。）するために必要となる経費に対する助成をいう。

(6) 通過型に対する助成

前条第2号に基づく通過型の運営を支援するための助成をいう。

(7) 整備促進助成

所在地が区内にあるグループホームの整備を促進するための助成（第10条第1項第1号の有資格者配置助成および同項第2号の開設時施設借上費助成）をいう。

(8) 精神科医療連携体制に対する助成

所在地が都内にあるグループホームが精神科医療との連携を行う体制を整備するために必要となる経費に対する助成をいう。

（運営費の助成）

第4条 前条第1号に掲げる運営費に対する助成の額は、法第19条の規定に基づき品川区（以下「区」という。）が支給決定または措置決定をしている者を対象として、次に掲げるところにより算出するものとする。

(1) 運営費の算定は月単位とし、その額は別表1-1に掲げる都加算日額単価に次号に定める処遇を行った日数（以下「基準日数」という。）を乗じて得た額とする。

(2) 基準日数として算定できる日は、入居者に対して次の支援を行い、サービス提供記録にその支援内容を記録した日とする。ただし、当該支援を行う旨をあらかじめ個別支援計画に記載していなければならない。

ア 日常生活支援

イ 食事提供支援

ウ 介護等支援

エ 入院時における病院等との連絡調整等支援（病院または診療所を訪問し、入院期間中に被服等の準備、利用者の相談支援等の日常生活上の支援を行うこと、退院後の円滑な生活移行のための病院または診療所との連絡調整を行うことなどをいう。）

オ 帰宅時における家族等との連絡調整等支援（帰省に伴う家族等との連絡調整、交通手段の確保等の支援を行うこと、帰省期間中に家族等との連携により、居宅等における生活状況等を十分把握することなどをいう。）

カ その他入居者に対する支援

(夜間支援体制に対する助成)

**第5条** 第3条第2号に掲げる夜間支援体制に対する助成は、法第19条の規定に基づき区が支給決定または措置決定をしている者を対象として、別表1-2(1)に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額から国給付費額(夜間支援等体制加算(I)または夜間支援等体制加算(II)分に限る。)を控除した額とする。ただし、都営第6条の規定による認定を受けていなければならない。

(家賃助成)

**第6条** 第3条第3号に掲げる家賃助成は、法第19条の規定に基づき区が支給決定または措置決定をしている者が支払った家賃の一定額を助成するものとし、その額は、別表2から4までの基準により算定するものとする。ただし、知的障害者、身体障害者または難病患者等であるグループホームの入居者のみを対象として算定するものとする。

2 家賃の助成を受けようとする者(以下「家賃助成の申請者」という。)は、家賃助成申請書(第1号様式)により区長に申請しなければならない。

3 区長は、家賃助成の申請者に対する助成の可否を決定したときは、家賃助成決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

4 前項の規定により家賃の助成の決定を受けた者は、家賃額の変更または収入額の著しい変更があったときは、家賃助成変更申請書(第3号様式)に当該変更を証する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

5 区長は、前項の規定による変更申請があったときは、当該変更後における家賃助成の可否を決定し、家賃助成決定(却下)通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(施設借上費の助成)

**第7条** 第3条第4号に掲げる施設借上費の助成は、法第19条の規定に基づき区が支給決定または措置決定をしている者(精神障害者または通過型の入居者に限る。)の居住する居室の借上費の一定額を助成するものとし、その額は、別表1-2(2)に掲げる基準により算定するものとする。

(開設準備経費の助成)

**第8条** 第3条第5号に掲げる開設準備経費に対する助成の額は、別表1-2(3)に掲げる基準により算定するものとする。

2 開設準備経費の助成を受けようとする者(以下「開設準備経費の申請者」という。)は、開設準備経費助成申請書(第4号様式)により区長に申請しなければならない。

3 区長は、開設準備経費の申請者に対する助成の可否を決定したときは、開設準備経費助成決定(却下)通知書(第5号様式)により開設準備経費の申請者に通知する。

(通過型に対する助成)

**第9条** 第3条第6号に掲げる通過型に対する助成の額は、法第19条の規定に基づき区が支給決定または措置決定をしている者を対象として、次に掲げるところにより算定するものとする。

(1) 通過型加算 通過型加算は、月単位で算定するものとし、その額は別表1-2(4)

①に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。ただし、入居者が退去した場合に支弁する額は、別表1-1に掲げる都加算日額単価の「第4条(2)エ、オ、カ(区分1以下)」の欄および通過型加算を当該退去した日から3カ月経過した日の属する月の末日まで支弁することとする。

(2) 通過型施設借上費 通過型施設借上費は、別表1-2(4)②の基準に従い、次に掲げるところにより算定する。

ア 入居者の居住する居室の家賃、更新料および礼金 入居者が入院し、6カ月以内に退院が見込まれる場合は、6カ月を経過した日の属する月の末日まで支弁するものとする。

イ 入居者が退去した居室の家賃、更新料および礼金 区内に所在するグループホームについては、入居者が退去した日から3カ月を経過した日の属する月の末日まで支弁するものとする。

ウ 交流室の家賃、更新料および礼金 区内に所在するグループホームについては、交流室1室分を支弁するものとする。

(整備促進助成)

**第10条** 第3条第7号に掲げる整備促進助成は、区の計画に基づいて定めた別表5に掲げる要件を満たす事業に対し、区が支給決定または措置決定をしている者を対象として、次に掲げるところにより算定する。

(1) 有資格者配置助成 有資格者配置助成は、別表6の資格を有し、かつ障害福祉サービスに係る実務経験3年以上の常勤職員を専任で配置した場合、同表に掲げる基準により算定する。

(2) 開設時施設借上費助成 開設時施設借上費助成は、開設月から6カ月間に限り空室の居室の借上費について、別表7の基準により算定する。

2 整備促進助成を受けようとする者(以下「整備促進助成の申請者」という。)は、整備促進助成申請書(第6号様式)により区長に申請しなければならない。

3 区長は、整備促進助成の申請者に対する助成の可否を決定したときは、整備促進助成決定(却下)通知書(第7号様式)により整備促進助成の申請者に通知する。

(精神科医療連携体制に対する助成)

**第10条の2** 第3条第8号に掲げる精神科医療連携体制に対する助成は、法第19条の規定に基づき区が支給決定または措置決定をしている者(精神障害者に限る。)を対象として、次に掲げるところにより算定するものとする。

(1) 算定は月単位とし、その額は別表1-2(5)に掲げる日額単価に基準日数を乗じて得た額とする。

(2) 以下の要件を全て満たしていること。

ア 都要領第5条の2の規定による届出をしていること。

イ 月1回以上、対象となる利用者が診療を受けている精神科医療機関との連携を行い、その記録を作成すること。

ウ 利用者の状態を把握できるよう、適宜、ヒアリング等を行うこと。

エ イおよびウに係る記録を5年間保存し、区から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(補助の条件)

**第10条の3** 第3条第1号、第2号、第6号および第8号に規定する助成は、助成の対象となるグループホームごとに、次の各号の条件をいずれも満たしている場合に助成するものとする。

(1) 福祉サービス第三者評価の受審

ア 福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日は、最後に福祉サービス第三者評価の受審を完了した月の翌月1日とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受けた事業所については、指定日から3年間は適用しない。

ウ 受審が完了せずに3年を経過した場合は、起算日から3年を過ぎた月から受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を受けることができない。

(2) 外部研修等受講

ア 前年度に、事業所全体で一定数以上の世話人または生活支援員が、当該グループホームを運営している法人以外の者による外部研修等を受講すること。この場合において、「一定数以上」とは事業年度の前年度の4月1日時点の事業所の定員数を30で除した数（小数点以下切り上げ）とし、また、「外部研修等」とは運営法人以外の者が当該グループホームの事業所外または事業所内で実施する研修であり、主として障害理解に関する内容の研修とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受けた事業所については、指定日を含む年度およびその翌年度は適用しない。

ウ アの規定を満たさない場合は、翌年度のサービス提供分について助成を受けることができない。

※ グループホーム運営事業者は、ユニットごとに、勤務している世話人または生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講するよう努めること。

(3) 事業計画の作成等

事業を運営するに当たり、具体的な事業内容を記載した事業計画をあらかじめ作成し、事業内容に変更が生じた場合は、適宜更新を行うこと。また、新たに指定を受ける場合や事業内容のうち定員に変更が生じる場合は、原則、都に事業計画を提出すること。

(4) 書類の保存

第1号および第2号に係る書類を5年間保存すること。なお、前3号に係る書類について、区から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(助成決定の取消し)

**第11条** 区長は、この要綱に定める各助成の申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成の決定の内容もしくはこれに付した条件、この要綱に基づく命令または法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、この要綱を所管する部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第3条第8号および第10条の2の規定 平成31年1月1日

(2) 第10条の3第1号アおよびウの規定 平成33年4月1日

(2) 第10条の3第2号アおよびウの規定 平成32年4月1日

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。





類型	配置 区分	人員 配置 体制 加算	障害支援区分等	都 加 算 日 額 単 価								
				1 級 地	2 級 地	3 級 地	4 級 地	5 級 地	6 級 地	7 級 地	その他	
外部サービス利用型	4 対 1 相当	X III	第 4 条 ( 2 ) ア、イ、ウ									
			区分 2 以上	1, 383	1, 461	1, 480	1, 538	1, 577	1, 654	1, 712	1, 770	
			区分 1 以下	233	311	330	388	427	504	562	620	
			第 4 条 ( 2 ) エ、オ、カ									
	5 対 1 相当	X IV	第 4 条 ( 2 ) ア、イ、ウ									
			区分 2 以上	1, 184	1, 247	1, 263	1, 310	1, 342	1, 405	1, 453	1, 500	
			区分 1 以下	234	297	313	360	392	455	503	550	
			第 4 条 ( 2 ) エ、オ、カ									
	6 対 1		第 4 条 ( 2 ) ア、イ、ウ									
			区分 2 以上	1, 508	1, 563	1, 576	1, 617	1, 644	1, 699	1, 740	1, 780	
			区分 1 以下	558	613	626	667	694	749	790	830	
			第 4 条 ( 2 ) エ、オ、カ									
	体験		第 4 条 ( 2 ) ア、イ、ウ									
			区分 2 以上	1, 047	1, 133	1, 155	1, 220	1, 264	1, 350	1, 415	1, 480	
			区分 1 以下	0	0	5	70	114	200	265	330	
			第 4 条 ( 2 ) エ、オ、カ									
		第 4 条 ( 2 ) ア、イ、ウ										
		区分 2 以上	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190	4, 190		
		区分 1 以下	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040	3, 040		
		第 4 条 ( 2 ) エ、オ、カ										

※ 助成対象は、所在地が都内にあるものに限る。

別表1-2 (第5条関係、第7条関係、第8条関係、第9条関係、第10条の2関係)

(1) 夜間支援体制に関する助成 (利用者1人あたりの日額単価)

項目	日額単価
夜間加算	991円

※ 助成対象は、所在地が都内にあるものに限る。

(2) 施設借上費の助成

施設借上費 (上限額)	摘要
月額 69,800円 ただし、家賃の額が69,800円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。	① 精神障害者または通過型の入居者の居住する居室の家賃、更新料および礼金 ② 生活保護対象者の住宅扶助は除く。

※ 助成対象は、主たる対象が精神障害者であるグループホームで、所在地が都内にあるものに限る。

(3) 開設準備経費の助成

内容	対象	補助額	適用
家屋借り上げ費	運営法人 (主たる対象が知的障害者・身体障害者等)	当該年度の予算の定める額の範囲内とし、東京都知的・身体障害者等グループホーム開設準備経費等補助金交付要綱に定める補助基本額から都の補助交付額を控除後の事業者負担分とする。ただし、補助基本額に4分の1を乗じて得た額を上限とし、1,000円未満は切り捨てる。	家屋借り上げに要した権利金、礼金、仲介手数料。
開設準備経費	運営法人 (主たる対象が知的障害者・身体障害者等)	当該年度の予算の定める額の範囲内とし、309,000円を上限とし、実際にかかった経費の額。ただし、1,000円未満は切り捨てる。	開設に要した事務費 (賃金、職員研修費) 物品購入費など。
	運営法人 (主たる対象が精神障害者)	当該年度の予算の定める額の範囲内とし、309,000円を上限とし、実際にかかった経費の額。ただし、1,000円未満は切り捨てる。	開設に要した備品購入費および備品購入に伴う設備工事費

※上記の助成をグループホーム開設後に1回限り補助する。

助成対象は、社会福祉法人等とし、所在地が区内にあるものに限る。

(4) 通過型に対する助成

① 通過型加算 (利用者1人あたりの日額単価)

項目	日額単価	摘要
通過型加算	800円	自立生活支援加算 (Ⅲ) との併給は不可

助成

② 通過型施設借上費

施設借上費額	摘要
月額 69,800円 ただし、家賃の額が69,800円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。	1 入居者が居住した居室の家賃、更新料および礼金 2 入居者が退去した居室の家賃、更新料および礼金 3 交流室 (1室) の家賃、更新料および礼金 ※ 2および3については、所在地が品川区にあるものに限る。

※ 助成対象は、所在地が都内にあるものに限る。

(5) 精神科医療連携体制に関する助成 (利用者1日あたりの日額単価)

項目	日額単価	摘要
精神科医療連携体制加算	330円	平成31年1月1日から適用

※ 助成対象は、所在地が都内にあるものに限る。

別表2(第6条関係)

家賃助成(知的障害者、身体障害者または難病患者等に限る。)

区分	入居者の所得額	家賃助成額
1	月額73,000円 未満	月額24,000円 ただし、家賃の額が24,000円を下回る場合は、当該家賃の額とする。なお法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から当該特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。
2	月額73,000円 以上 97,000円 未満	月額12,000円 ただし、家賃の額が12,000円を下回る場合は、当該家賃の額とする。なお法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から当該特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。

所得基準等は別表3「家賃助成算定基準」および別表4「基礎控除額表」による。

別表3(第6条関係)

家賃助成算定基準

(1) 所得額は、入居者の収入月額(収入として認定しないものに該当するものを除く。)から必要経費を控除した額とする。

(2) 収入は、次のものをいう。

ア 所得税法(昭和40年法律第33号)第26条第1項に定める不動産所得、第28条第1項に定める給与所得および第33条第1項に定める譲渡所得

イ 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項に定める公的年金給付

ウ 国および地方自治体が支給する各種手当および交通費給付

(3) 収入として認定しないものは、次のものをいう。

地方公共団体またはその長が支給する福祉的給付金のうち、支給対象者1人につき17,000円以内の額(月額)

(4) 必要経費は、次のものをいう。

ア 社会保険料

イ 所得税

ウ 地方税

エ 交通費

オ 基礎控除

(2)の収入から(3)を差し引いた額を基に、別表4「基礎控除額表」により算出した額

## 別表4(第6条関係)

## 基礎控除額表

(単位:円)

収入金額(月額)別区分	控除額
0 ～ 15,000	左記と同額
15,001 ～ 15,199	左記と同額
15,200 ～ 18,999	15,200
19,000 ～ 22,999	15,600
23,000 ～ 26,999	16,000
27,000 ～ 30,999	16,400
31,000 ～ 34,999	16,800
35,000 ～ 38,999	17,200
39,000 ～ 42,999	17,600
43,000 ～ 46,999	18,000
47,000 ～ 50,999	18,400
51,000 ～ 54,999	18,800
55,000 ～ 58,999	19,200
59,000 ～ 62,999	19,600
63,000 ～ 66,999	20,000
67,000 ～ 70,999	20,400
71,000 ～ 74,999	20,800
75,000 ～ 78,999	21,200
79,000 ～ 82,999	21,600
83,000 ～ 86,999	22,000
87,000 ～ 90,999	22,400
91,000 ～ 94,999	22,800
95,000 ～ 98,999	23,200
99,000 ～ 102,999	23,600
103,000 ～ 106,999	24,000
107,000 ～ 110,999	24,400
111,000 ～ 114,999	24,800
115,000 ～ 118,999	25,200
119,000 ～ 122,999	25,600

123,000	～	126,999	26,000
127,000	～	130,999	26,400
131,000	～	134,999	26,800
135,000	～	138,999	27,200
139,000	～	142,999	27,600
143,000	～	146,999	28,000
147,000	～	150,999	28,400
151,000	～	154,999	28,800
155,000	～	158,999	29,200
159,000	～	162,999	29,600
163,000	～	166,999	30,000
167,000	～	170,999	30,400
171,000	～	174,999	30,800
175,000	～	178,999	31,200
179,000	～	182,999	31,600
183,000	～	186,999	32,000
187,000	～	190,999	32,400
191,000	～	194,999	32,800
195,000	～	198,999	33,200
199,000	～	202,999	33,600
203,000	～	206,999	34,000
207,000	～	210,999	34,400
211,000	～	214,999	34,800
215,000	～	218,999	35,200
219,000	～	222,999	35,600
223,000	～	226,999	36,000
227,000	～	230,999	36,400
231,000	～		収入金額が 231,000 円以上の場合は、収入金額が 4,000 円増加するごとに 400 円増加する。

別表5(第10条関係)

整備促進助成の要件

- 1 この助成の対象事業は、障害支援区分が中等度から重度の知的障害者および精神障害者が入居する区内の介護サービス包括型グループホームとし、適切な支援サービスが提供されていると認められるものでなければならない。
- 2 入居者は原則として、品川区が支給決定又は措置決定をしている者とし、区長の承認なくその他の者を入居させてはならない。
- 3 全入居者の障害支援区分の割合は原則として、知的障害者にあつては区分3以上が2分の1以上、精神障害者にあつては区分2以上が2分の1以上でなければならない。但し、3カ月を超えない期間については、上記の要件を満たすことができない場合でも助成対象と認めることができる。
- 4 当該助成の要件は、区内のグループホームの整備状況などを踏まえ、1年ごとに見直すものとする。

別表6(第10条関係)

整備促進助成(1)有資格者配置助成

資格要件	実務経験等	助成額
1. 看護師 2. 精神保健福祉士 3. 臨床心理士 4. 介護福祉士 5. その他、上記の資格と同等以上の知識・経験・技能を有すると区長が認める者。	障害福祉サービスに係る実務経験が、支給対象月の前月末までに常勤換算で3年以上である者。	月額10万円/人  (1グループホームにつき2名を上限とする。)

※ 上記の助成額等については、国給付費額(福祉専門職員配置加算等)などの動向を踏まえ、1年ごとに見直すものとする。

別表7(第10条関係)

整備促進助成(2)開設時施設借上費助成(主として精神障害者対象のグループホームに限る。)

開設後6ヵ月間の空室居室分施設借上費	摘要
月額 69,800円 ただし、家賃の額が69,800円を下回る場合は、当該家賃の額とする。	入居者の居住する居室の家賃

年 月 日

品川区長 あて

申請者住所  
氏名

家賃助成申請書

品川区障害者グループホーム支援事業実施要綱第6条に基づき、家賃助成を受けたいので申請いたします。

1. グループホーム名 \_\_\_\_\_  
 2. グループホーム住所 \_\_\_\_\_  
 3. 家賃額 \_\_\_\_\_ 月額 \_\_\_\_\_ 円

上記家賃額は特定障害者特別給付費を  含んでいます。  
 除いています。

※どちらかを○で囲んでください

4. 収支状況

○収入	
・工賃等の就労収入	円
・公的年金給付	円
・各種手当	円
・福祉的給付金（月額 17,000 円を超える場合）	円
・不動産所得、譲渡所得など	円
○必要経費	
・社会保険料	円
・所得税、地方税	円
・交通費	円

品川区記入欄

収入合計	基礎控除額	必要経費・認定除外額	所得(月額)
家賃助成額	月額	円	・ 非該当

様

品川区長

家賃助成決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった家賃の助成について下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 家賃助成額 (月額) 円
2. 助成年月日 年 月～ 年 月
3. 理由 収支状況が基準額内（外）であるため
4. 助成内容 品川区障害者グループホーム支援事業実施要綱第6条、別表2による
5. その他 家賃額の変更又は収入額の著しい変更があったときは、家賃助成変更申請書（第3号様式）に当該変更を証する書類を添付して、提出すること。

年 月 日

品川区長 あて

申請者住所  
氏名

家賃助成変更申請書

品川区障害者グループホーム支援事業実施要綱第6条に基づき、家賃助成の変更を申請します。

1. グループホーム名 \_\_\_\_\_  
 2. グループホーム住所 \_\_\_\_\_  
 3. 家賃額 \_\_\_\_\_ 月額 \_\_\_\_\_ 円

上記家賃額は特定障害者特別給付費を  含んでいます。  
 除いています。

※どちらかを○で囲んでください

4. 収支状況

○収入	
・工賃等の就労収入	円
・公的年金給付	円
・各種手当	円
・福祉的給付金（月額 17,000 円を超える場合）	円
・不動産所得、譲渡所得など	円
○必要経費	
・社会保険料	円
・所得税、地方税	円
・交通費	円

品川区記入欄

収入合計	基礎控除額	必要経費・認定除外額	所得(月額)
家賃助成額	月額	円	・ 非該当

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度品川区障害者グループホーム  
開設準備経費助成申請書

標記について、下記のとおり助成していただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

- 2 添付書類
- ①指定通知書（写し）
  - ②申請額内訳書※
  - ③内訳書の項目それぞれの契約書、請求書、領収証等

※購入備品等の名称、用途、金額、数量、購入先が分かるもの

第 年 月 日 号

様

品川区長



年度品川区障害者グループホーム  
開設準備経費助成決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった 年度品川区障害者グループホーム  
開設準備経費助成については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定

1 助成額 金 円

2 助成対象施設等の名称

3 助成の条件

要綱第8条に定める事項を条件として助成する。

却下

（理由）

年 月 日

品川区長 へ

住 所

団 体 名

代表者氏名

年度品川区障害者グループホーム  
整備促進助成申請書

標記について、下記のとおり助成していただきたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請額 金 \_\_\_\_\_ 円（月額 \_\_\_\_\_ 円）
- 2 助成の内容
- （1）有資格者配置助成  
（ 年 月 ～ 年 月）
- （2）開設時施設借上費助成  
（ 年 月 ～ 年 月）
- 3 添付書類
- （1）有資格者配置助成
- ①有資格者の履歴書・職務経歴書、雇用契約書、  
資格証（各写し）
- ②勤務表（有資格者の配置が分かるもの）
- （2）開設時施設借上費助成
- ①賃貸借契約書（家主と法人間のもの）
- （3）（1）（2）共通
- ①指定通知書の写し
- ②入居者名簿（全入居者の入居日、障害支援区分が記入されているもの）

第 年 月 日 号

様

品川区長



年度品川区障害者グループホーム  
整備促進助成決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のあった 年度品川区障害者グループホーム  
整備促進助成については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

交付

1 助成額 金 \_\_\_\_\_ 円 （月額 \_\_\_\_\_ 円）

2 助成対象施設等の名称

3 助成の内容 (1) 有資格者配置助成  
( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月)

(2) 開設時施設借上費助成  
( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 ~ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月)

4 助成の条件

要綱第10条に定める事項を条件として助成する。

5 交付時期

各年度四半期ごとに上記の助成の条件を確認した後、交付する。

却下

(理由)